

第一章 国民ノ権利

国会

第三編 立法権

上院

第一章 民撰議院

下院

第二章 元老議院

国会ノ権利

第三章 国会ノ職權

国会ノ開閉

第四章 国会ノ開閉

国憲ノ改正

第五章 国憲ノ改正

国民ノ権利

第四編 行政権

行政権

第五編 司法権

司法権

(前掲書、資料編13近代・現代(3)二六)

新井勝絃『民衆憲法の創造』によれば同案の特色を四つにまとめることができる。

第一は、この憲法草案全体としての獨創性である。五日市憲法草案が、起草の基礎にしたと考えられる嚶鳴社憲法草案百九か条と比較してみるとそのことがよくわかる。すなわち、五日市案は、前掲下段の嚶鳴社案の編別構成をほぼ採用してはいるが、国民の権利規定の編を独立させて国帝の権利のすぐ後に置き、大幅に嚶鳴社案の關係条文を補修するとともに、新条文を二十五か条も付加している。また、国会の職權、司法権にも同じく大幅に手が加えられている。

第二は、三十六項目におよぶ詳細な人権規定で、その思想性において最高の地位を占める植木枝盛の『日本国々憲案』につぐ内容をもっている。人権規定の内容、両案の比較この人権規定に関する検討については後述する。

国学を学んだ。いずれも事情があつて短かつた。その後、浄土真宗の僧、桜井恭伯きょうはくの門を訪れたが、すぐにギリシャ正教の主教ニコライを慕つて上京した。一八七二(明治五)年頃である。もつとも長く続いたのがこのニコライのもとの四年間であつた。ところが、突如反転してキリスト教排撃論者として著名な安井息軒のもとに入門したが、一年もたないうちに師に先立たれ、またフランス・カトリックの伝導師ウィグルスの門に入った。しかし、その後も数学者福田理軒に入門したり、横浜山手のメソジスト派の牧師マクレーのもとにいたりもした。千葉卓三郎が五日市と関係をもつたのは、ウィグルスの多摩地方布教に従つた一八七五、六(明治八、九年のことと推定されており、やがて彼は、同郷の先輩永沼織之丞が校長をしている五日市勸能学校の教員となる(『民衆憲法の創造』)。

この勸能学校は、「浪人壮士の巢窟」といわれ、公立小学校であるとともに民権派学習結社の観を呈していた。のちの大阪事件に関係する窪田久米・長坂喜作・大矢正夫も、ここの教員であつた。

この勸能学校に流入した放浪者型インテリ層ともいふべき教師たちと在地の住民で結成した結社が学芸講談会であり、その付属組織として五日市討論会(学術討論会ともいう)があつた。他地域から流入したこの新しい血液と深沢権八ら豪農を中心とする在地の活力が結合して、爆発的な政治活動、思想活動を展開した例がここにある。

五日市憲法草案の内容は、この学芸講談会、とりわけ五日市討論会で議論されたようである。たとえば、少し後の例になるが、明治十四年八月二十七日付の学芸講談会の回状に、九月五日の討論会議題の予告として、「一局議院ノ利害」「米穀ヲ輸出スルノ得失」「死刑廃スヘキカ」の三題があげられている。また、深沢権八が記録した「討論題集」所載の六十三題を見ると、憲法構想、法律、人権に関係するものが三十ほどあり、憲法起草にかかわる論題が非常に多い。いくつかの例をあげてみると、「女戸主ニ政權ヲ与フルノ利害」「国会ハ二院ヲ要スルヤ」「女帝ヲ立ツルノ可否」「出版ヲ全ク自由ニスルノ可否」「上

院議院ノ職掌権力特許如何」などがある。もともと、この討論題集には、「日本酒ト西洋酒ノ利害」などという楽しいテーマも少し入っている（色川大吉「明治前期の民権結社と学習運動」『東京経済大学人文自然科学論集』二二号）。

このような討論を展開するには、参考文献が不可欠である。実際、深沢家の土蔵から発見された関係書籍は二百余点、メモ類から推察すると当時の蔵書は三百七十点をこえていたらしい。そこには、『泰西国法論』『英国憲法』『欧州各国憲法』『仏国憲法講義』『代議政体論』などの訳書がそろえられ、「東京ニテ出版スル新刊ノ書籍ハ悉ク之ヲ購求シテ書庫ニ蔵シテ」いたといわれる。千葉卓三郎は、この深沢家の図書を十分に活用したようである。書籍のほかに、『東京横浜毎日新聞』、『朝野新聞』、『東京日々新聞』、『自由新聞』などの主要な新聞、『濁澤叢談』、『近事評論』、『愛国志林』、『進取雑誌』（仙台）などが定期購入されていた。コピーをとることのできない時代であったから、会員たちが、重要な論説類を筆写して学習のテキストとする方法もよくとられた。民権運動の展開を背景にして、このように盛りあがった学習活動が五日市憲法草案へと収斂（しゅうれん）していったのである。作成への直接の契機は、一八八〇（明治十三）年十一月に開かれた第二回国会期成同盟大会における、翌年の大会に「憲法見込案ヲ持参研究ス可シ」との決議にあったと考えられる。

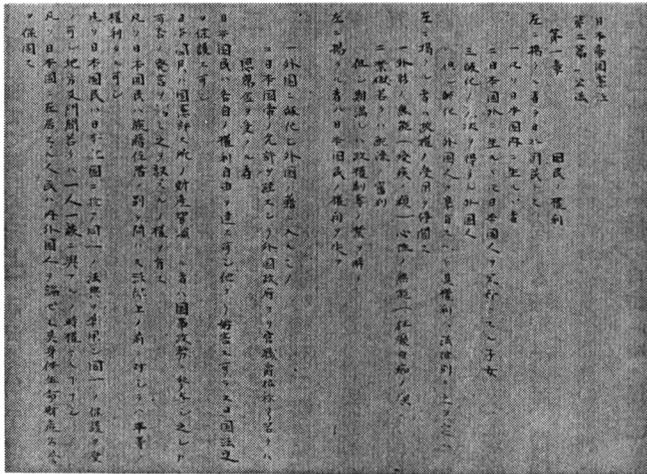
未完の人権憲法

ゆたかな人権保障を最大の特色としながらも、条文がまだ形式的に整備されていないだけでなく、国帝（天皇）の大権と国民の権利規定の間に矛盾を内包し、言及した府県の自治規定が展開されないままに終わっているという意味で、五日市憲法草案は、未完の憲法構想にとどまったというべきであろう。

この点を、国民の権利規定の部分を中心に考察してみたい。その自由と権利の規定については、これまでの研究に若干の事項を加え、さらに条文の典拠をさぐってみる。整理番号の次の（一）内は発見者によって五日市憲法草案に付された条数を示し、下の「」内には筆者が推定した典拠、他を記した。数多く参照されたポルトガル憲法第百四十五条第一項以下に列記

された国民の権利は、ポ・第(項数)と略記する。また、福地源一郎「国憲意見」(『東京日日新聞』、明治十四年三月三十日〜四月十六日付)には条数が付されていないので、便宜上、最初の条文より順次付した条数を用いる。なお、五日市憲法草案が発見された深沢家から、墨書の「立志社規則」(明治十三年七月以降に改正されたもの)や「海南御帰郷後」(千葉卓三郎宛白鳥書簡)や「海南行資まで御厄介願上」(深沢権八宛千葉書簡)が見つかっており、憲法案起草中の植木枝盛や立志社を千葉が訪れたといわれている。(新井前掲論文)そのため、「」に備考として、必要なかぎりにおいて、五日市草案より数か月後に完成する植木案、立志社案にも言及する。

- 一 (四五) 国法(憲法)の保護をうけて国民が各自の権利自由を暢達^{まよ}する権利(永田一二「国会論」(『愛国志林』)、備考、植木枝盛「日本国々憲案」第五、六条)
- 二 (四六) 議員として国政に参与する権利(五日市案第八十条で再規定、「嚶鳴社憲法草案」下院第四条)
- 三 (四七) 法律の前に平等の権利(「嚶鳴社憲法草案」国民ノ権利第一条、以下の条の同様)
- 四 (四八) 同一の法律で保護をうける権利(福地源一郎「国憲意見」第八条)
- 五 (四九) 身体を保固する権利(備考、前掲植木案第四四條)
- 六 (四九) 生命を保固する権利(永田一二「国会論」(『愛国志林』)、備考、前掲植木案第四四條、なお、五日市草案は次に財産を保固する権利(永田前掲論文)が続くが、後掲するように同案第六二条の一部と重複しているので省略する)
- 七 (四九) 名誉を保固する権利(備考、前掲植木案第四四條)
- 八 (五〇) 法律適用における不遑及の権利(「ポ・第二」)
- 九 (五一) 思想・言論の自由(「ポ・第三」)



五市市憲法草案の国民の権利

東京経済大学図書館蔵

- 二二 (六一) 居住の自由〔ポ・第五〕
- 二三 (六二) 財産所有の権利〔ポ・第二一〕
- 二四 (六三) 公規による没収にたいして正当な賠償を得る権利

- 十 (五一) 著述・出版の自由〔「喫鳴社憲法草案」第六條、ポ・第三〕
- 十一 (五二) 講談・討論・演説の自由〔同右第六條、ポ・第三〕
- 十二 (五三) 法律による以外の不当な権力支配を受けない権利〔ポ・第一〕
- 十三 (五四) 奏呈・請願・上書・建白の自由〔「喫鳴社憲法草案」第七條、ポ・第二八〕
- 十四 (五五) 文武官僚に就く権利〔「喫鳴社憲法草案」第七條、ポ・第十三〕
- 十五 (五六) 信教の自由〔同右第八條〕
- 十六 (五七) 産業・職業の自由〔ポ・第二三〕
- 十七 (五八) 結社・集会の自由〔「喫鳴社憲法草案」第六條〕
- 十八 (五九) 信書の秘密を侵されない権利〔ポ・第二五〕
- 十九 (六〇) 法律によらなければ拘引・召喚・囚捕・禁獄されない権利
- 二十 (六一) 住居不可侵の権利〔同右第十條、ポ・第六〕

- 二二 (六一) 居住の自由〔ポ・第五〕
- 二三 (六二) 財産所有の権利〔ポ・第二一〕
- 二四 (六三) 公規による没収にたいして正当な賠償を得る権利

- 二四(六三) 国会の決定、国帝の許可のない租税は賦課されない権利〔前掲福地案第三一条〕
 - 二五(六四) 当該の裁判官および裁判所でなければ糾治裁審されない権利〔ポ・第一〇〕
 - 二六(六五) 一度処断をうけた事件については、再び糾弾をうけることがない権利〔前掲福地案第八条〕
 - 二七(六六) 裁判官が署名した文書で理由と効告者と証人名を告知しなければ拿捕されない権利〔ポ・第七〕
 - 二八(六七) 拿捕されたら二十四時間以内に裁判を受ける権利〔デンマーク憲法第八十条〕
 - 二九(六七) 裁判官が理由を記した宣告状のない場合は禁錮されない権利〔同右第八十条〕
 - 三十(六七) 裁判の宣告は三日以内にうけられる権利〔同右第八十条〕
 - 三一(六八) 控訴、上告する権利〔同右第八十条〕
 - 三二(六九) 保釈を受ける権利〔「嬰鳴社憲法草案」第九条〕
 - 三三(七〇) 何人も正当な裁判官より阻隔されることがない権利〔ポ・第一六条〕
 - 三四(七一) 国事犯のために死刑は宣告されない権利〔ポ・第一八、増補律例第一六〕
 - 三五(七二) 違法な命令、拿捕にたいして損害賠償をうける権利〔オーストリア憲法第一篇第八条〕
 - 三六(七六) 教育の自由〔備考、前掲植木案第五九条、立志社案第四五条〕
 - 三七(七六) 小学校教育(義務教育)をうける権利〔条文の規定は、児童の就学を親の義務としている〕(なお稲田正次「五
日市憲法草案(千葉卓三郎草案)」「明治憲法成立史」を参照されたい)
- 以上のような国民の権利規定の典拠を見ると、ポルトガル憲法と、ついで嬰鳴社憲法草案をもっと多くとり入れ、その上に福地の「国憲意見」やデンマーク憲法・オーストリア憲法を部分的にとり、また永田一二の「国会論」(『愛国志林』所収)も

参照したようである。その『愛国志林』を、千葉卓三郎が第一号から十号まで入手していることは、明治十四年一月と表書した彼の「備忘録」でわかる(『三多摩自由民権史料集』上巻)。千葉の高知行が推測されることを新井氏は指摘したが、民権運動における最高の理論家植木枝盛との交流を直接示す資料は、まだ見つかっていないとのことである。植木の民権思想の核心は、国権よりも人権に最高の価値を与えた点にある(家永三郎『植木枝盛研究』)。植木案と五日市案の二つだけが、とびぬけて念入りな人権保障規定を持っているのであるから、両人の高知における交流を想像してみることは興味深い課題である。

もし、五日市憲法草案の人権保障規定を、よせ集めという人がいるならば、それは皮相な見解である。憲法案作成中の各地にたいし、明治十四年七月十四日ごろと推定される「国会期成同盟本部報」は、憲法構想の重要事項として、帝位君権・院の構成と選挙・立法権・内閣の組織と権限・地方制度・「民権」などがあると項目を列挙している。このような報道に先立つ時期に、いちはやく、とりわけ国民の権利(民権)を中心にすえた憲法構想を成文化できたという事実は、五日市における思想的営為が、同時期にあつて卓抜なものであつたことを物語っている。すでに指摘されているとおり、抵抗権・革命権の規定をもち一院制をとつた植木枝盛の「日本国々憲案」にまでおよばないが、国民の権利を詳細に規定し、植木案について基本的人権を強く保障していることこそ、五日市憲法草案の最大の特徴である。

その権利規定のうちで、冒頭に位置している第四五条「日本国民ハ各自ノ権利自由ヲ達ス可シ他ヨリ妨害ス可ラス且国法之ヲ保護ス可シ」は、現在の日本国憲法に通ずるきわめてユニークな条文で、他に例を見ない。もつとも近い例は、植木の「日本国々憲案」であるが、そこでは、「第五条日本ノ国家ハ日本各人ノ自由権利ヲ殺滅スル規則ヲ作リテ之ヲ行フヲ得ス」と消極的な規定になっている。先にふれたように、筆者は五日市案の第四五条は千葉が読んだ永田一二の「国会論」にヒントを得たのではないかと推察している。「人民ニ参政ノ権理ヲ与ヘ、以テ其固有ノ権利自由ヲシテ充分ニ伸張發達セシムル」ために

「国会ヲ起シテ確乎タル憲法ヲ制定スル」ことこそ「国会論」の精髓であり、この主張を千葉は深く理解して条文に具体化する力をもっていたと考えることができるからである。

ここで、五日市憲法草案の成立時期について付言しておく。すでにふれたように同案は、明治十四年三月三十日から四月十六日にかけて『東京日日新聞』に連載された福地源一郎「国憲意見」を参照しており、条文を比較するかぎりでは、これが参考案の最後のものと考えられる。他方、千葉卓三郎は、同年七月十三日、旅行先の北多摩郡奈良橋村より五日市の深沢権八宛に葉書を出しており、その中に「小学校教員ハ准官吏ト云フコトニ愈々取極メラルル様子ニ付、其時ハ生ハ断然辞職ト相決シ居候」と勸能学校辞任の意を示しており、同じく七月三十日の葉書には「廿七日安着」^{カト}。「私立政事法律学校教師其他之事ハ、帰りまで御待相願候」とあって、まだ五日市に本居を置いていることが推察される。しかし、同年九月三十日付の深沢権八宛の手紙は北多摩郡狭山村から出されており、「愚生貴地在勤中不残御厚恩ニ沐浴シ」とあるから、すでに五日市を去っていることは明らかである（『三多摩自由民権史料集』上巻）。したがって、五日市憲法草案が、未完のまま一応浄書されたのは、一八八一（明治十四）年四月後半から九月中の間であると考えてよい。それでは、この期間をもう少ししぼることはできないであろうか。先述したように、五日市憲法草案の核心をなす国民の権利規定は、ポルトガル憲法にもっとも多く典拠をもとめたものであった。ところで、国会期成同盟がその「本部報」ハノ第八報で、「各国憲法ノ華ヲ抜キ順次御報申スベシ」として掲げたのがポルトガル憲法第一四五条の第一から第三四にわたる国民の権利規定であった（江村栄一「嚶鳴社憲法草案の確定および国会期成同盟本部報の紹介」『史潮』一一〇・一一一号）。推測になるが、国会期成同盟の事務局が取捨選択の末、ポルトガル憲法に豊かな民権保障の範を見出して提示したことは、各国の憲法を検討しながら人権規定の再構成に苦心している千葉卓三郎らに何らかの示唆を与えたのではなからうか。そのように考えるならば、第八報は「明治十四年七月八日」付であるから、五日市

憲法草案の成立は、七月中旬から九月中の間であると推定される。

五日市草案の核心が詳細な人権規定にあることはくり返しふれたが、同案をよく読んでみるとそこに矛盾が存在することもわかってくる。人権保障と矛盾する規定は大別して二つある。第一は、自由権に法律の範囲内という枠をはめていることで、思想・言論・出版の自由に法律の遵守を求めた第五一条、結社・集会の自由に法律の抑制を加えた第五八条などがその例となる。第二は民撰議院・元老議院を通過した法案にたいする「国帝」の不認可権である(第三八、三九条)。民撰議院(衆議院)の議決が実現するには、元老議院(貴族院)と国帝の認可という二重の関門を通らなければならない(第一〇九条)。このような国帝大権と法律による人権の制約、優越性を欠いた民撰議院の規定が、人権規定を限りなく空洞化していく危険をともしなうことを、のちの明治憲法下における歴史的体験として私たちは知っている。そのような矛盾は、憲法構成の内部だけでなく、千葉がかいま見せた思想との間にもある。元老院蔵版『法律格言』(明治十一年刊)への千葉の書き入れを見ると、該当部分の価値観を逆転させて読みかえていることがわかる。「国王ハ死ス国民ハ決シテ死セス」、「若シ人民權利ト人君ノ權利ト集合ストキハ人民ノ權利ヲ勝レリトス」、「国王ニハ特権を与フルコト勿レ」、「全国民ノ允許ハ確實ノ允許トス可シ」などは、その好例である(前掲書)。ここに散見する思想からすれば、事実上の人民主権説に基づき、民撰議院の権限が最終的に優越するような憲法構想が浮かんでくるであろう。しかし、五日市草案は、そのような案としては結実しなかった。強大な天皇大権の規定の背景には、どのような幻想があったのであろうか。恐らく千葉らは、伝統的權威をもつ天皇を道徳の中心にすえる会沢安『新論』(一八二五年)以来の水戸学ないし国学の思考からまだ十分に解放されていなかったのだと想像される。「王位ハ正理ニ由テ立ツ者ナリ」、「国王ハ公道ノ源ナリ」などの『法律格言』に見られる書きこみは、その一例といえよう。千葉卓三郎とその周辺の人びとにどのような思想上の矛盾と葛藤(かたがひ)があったのか、もはやわからない。ともあれ五日市憲法草案は未完の



宮田寅治

人権憲法と呼ぶのがふさわしい。

湘南社員の主権論

湘南社が大磯・曾屋・金目・伊勢原の四か所に支所を置き、講学会という学習会を設けたことについて、すでに述べた。このうち、金目・伊勢原両講学会の学習記録の一部が、湘南社社長山口左七郎家に残り、農政調査会『地租改正関係農村史料集』に収められている（大畑哲「民権期における地方政社の憲法論議―相州・湘南社の学習記録」『倫社・政経研究』九号参照）。

これは、学習上の試問に答えた文書で、直接憲法構想にとりくんだものではない。たとえば、「自由ハ法律ノ結果ナリ」という設問にたいする答には、憲法における自由権の規定、それと法律の関係の両方とも論じていない。しかし、「主権ハ何ニ帰属スルヤ」の設問にたいする答えには、一八一（明治十四）年「十二月第一月曜日」の日付を持つものがあることから、憲法案論議後同年十二月から新聞紙上で展開される主権論争を意識していたことは、明らかである。県下の一部豪農の主権論がわかるので、貴重な記録といえよう。

まず、山口書輔は、主権を「他ニ比類ナキ無上ノ権」とし、君主宰相人民を拘束できる法律に主権は帰属するという。氏名不詳者の同じような議案主権説もある。今井国三郎は、主権を「一国ノ政事ヲ左右スル者」とし、それを人民や法に帰属させた場合「千変万化」するから、主権は「正理トユエル一種ノ無形物」に存するとしなければならないという。これは『東京横浜毎日新聞』十一月九日付を参考にしたものと思われる。猪俣道之輔は、主権を「一国憲法ノ利害ヲ廢置シ一国ノ施政ノ方向ヲ左右スルモノ」とし、国は人民を本にするものだから、主権は人民に帰属するという。宮田寅治は、主権を「第一貴尊ナルモノ」とし、イギリ